

全国会長会 オンライン開催

厚労省の担当官が特別講演

明細書発行加算の創設を検討

日整

トピック

発行
公益社団法人
日本柔道整復師会
発行人 松岡 保
編集人 山崎邦生



日整は全国会長会を3月27日(日)、午後1時からオンラインにより開催し、出席者は各都道府県柔道整復師会と日本柔整会館から会議に臨んだ。写真。厚生労働省保険局医療課、保険医療企画調査室長の高宮裕介氏による「柔道整復療養費に係る課題と方向性について」と題した特別講演があり、明細書発行加算の創設を検討するなどの報告があった(2ページの特刊講演要旨を参照)。続いて日整顧問税理士の徳重寛之氏による「税制改正について」の講演後、伊藤宣人保険部長の「柔道整復療養費及び施術料金の取扱実態調査報告」と各部報告を行い、ツール導入や柔道大会のライブ配信など、新たな取り組みが示された。税制改正と柔整療養費の取扱実態調査報告の内容は、日整広報誌260号に掲載予定。



挨拶する松岡会長

先般の臨時総会・臨時理事会を経て新しく就任した松岡保会長は「日本柔道整復師会会長という立場は、全柔道整復師約7万3千人のトップに立

新たな取り組みなど報告

つという意味でもあると考えており、日に日に大きな責任と重圧を感じているところでは、喫緊の課題として多くの機構改革、業界改革が必要です。平成23年度以降、取り扱った療養費は減少の一途を辿っています。この減少傾向に歯止めをかけ、上昇基調に持っていかねければなりません。工藤鉄男前会長が実現させた『公的審査会の権限強化』、『実務経験3

年義務化』と『施術管理者制度の確立』、カリキュラム改正の『教育改革』は、その効果を見せ始め、柔道整復師の質の向上に繋がってきています。この流れを踏襲し、いよいよ本丸に迫っていかなくてはならない時が到来しています。そのため『日整イノベーション本部』を中心に改革改善を図ってまいります」と力強く挨拶した。

三橋裕之副会長兼総務部長は、令和4年度の認定機能訓練指導員実務研修会の日程等について連絡した。ベシックコースを7月30日、31日に、アドバンスコースを8月20日、21日、9月18日、19日に開催する予定。11月6日のシンポジウムでは、フレイルの第一人者である東京大学の飯島勝矢教授を基調講演の講師に招き、開催する予定。3月16日の福島県沖を震源とする地震発生時に

は、福島・宮城両県の担当者など25名に安否確認メールを送信。うち23名から無事を知らせる回答があり、安否確認メールが実際に機能することが証明された、と報告した。政策部の報告として松岡会長は、令和3年4月28日の理事会で設置が承認された『日整イノベーション本部』について説明。同本部は、業務全体を包括的に見てスピード感のある施策の推進や業務の効率化・省力化、日

整の全国ネットワークのスケールメリットを最大限生かしたシステムの体系化・一元化をめざす組織。令和3年度は、電子請求を見据えた療養費データの一元化プロジェクトに着手。これは施術所、都道府県社団柔道整復師会と日整のホストコンピュータをネットワークで繋ぎ、療養費データを送受信できる仕組みを作るものである。第一ステージとして東京都・茨城県・京都府・福岡県の4都府県でテストを実施。令和4年度は、テストを行う都道府県を4から10程度に広げる予定であるとした。

(次ページへ)

2面	高宮室長の特別講演要旨
3面	償還払いへの変更の対象となる患者の範囲 6月1日から適用
4面	第21回柔道整復療養費検討専門委員会

石原誠財務部長は、2月22日の理事会で承認された令和4年度予算案等について概要を説明。事業活動収入は、既存会員の減少を見越して会費収入を1万5千人分としたが、コロナ禍によって実際に事業を行えるのかどうかは不透明なため、執行状況を注視しながら事業

活動を実施していきたいとした。
伊藤宣人保険部長は柔道整復療養費検討専門委員会で行われてきた議論の概要を説明した(3〜4ページの記事を参照)。
長尾淳彦副会長兼学術教育部長は、令和4年度の「匠の技 伝承」プロジェクトの日程等について

て説明。第1回の5月15日、第2回の9月4日も対面講習を予定する。講習テーマは橈骨遠位端骨折と肩甲上腕関節脱臼。第3回の11月6日(鎖骨・肋骨骨折)、第4回の令和5年2月19日(肘関節後方脱臼)はオンライン講習を予定する。このほか、令和4年度日整学術

大会は11地区開催に戻す予定とした。
竹藤敏夫事業部長は、昨秋に講道館で日整全国少年柔道大会と日整全国少年柔道競技会を3年ぶりに開催したことを報告。新型コロナウイルスの感染対策のため、無観客開催とした一方、全試合をYouTubeでライブ配信し

た結果、保護者の方々を含め約3万6千人が視聴した。会場では感染予防の徹底により、参加者や関係者から感染者が出なかった。
令和4年度は11月20日、講道館で日整全国少年柔道大会と日整全国少年柔道競技会、全国柔道整復師高段者大会の開催を

予定しているとした。
山崎邦生広報部長は、編集効率化とスピード化を図るため、クラウド型ビジネスチャットツールの「ラインワークス」と、クラウドストレージの「MEGA」を導入して活動していることを報告。一般向け広報誌の創刊も検討しているとした。

高宮室長の特別講演要旨



柔道整復療養費検討専門委員会ではこれまで、「患者ごとの償還払いへの変更」、「明細書の義務化」、「療育費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についての議論を行ってきました。

このうち、「患者ごとの償還払いへの変更」は先日通知を发出したところですが、施術の必要性を個々に確認する必要がある患者に限って、一定の

基準で対象患者を限定しています。保険者が行うべき手続きも国で細かく定めた上で、保険者が患者ごとに償還払いに変更できるようにしています。

議論となったのは、患者照会を適切な時期に分かりやすい内容で繰り返し行っても回答しない患者への対応です。

こうした患者の償還払いへの変更にあたり、保険者は償還払い注意喚起通知の送付、電話・面会による事実関係の確認、償還払い変更通知の送付だけでなく電話・面会による説明を行う、といったいねいな手続きを踏まなければならないこと

事務局的案は、「施術内容の透明化・患者への情報提供・業界の健全な発展の観点から、明細書の交付を義務化した上で、明細書発行加算を創設してはどうか」という内容です。ただし財源の制約上、同月内で1回のみ

としています。
また、明細書発行機能があるレセコン(療養費支給申請書の作成などを行うソフトウェア)を使う施術所は、患者から不要との申し出がない限り明細書を無償交付しな

算定としています。
患者の求めに応じて1か月単位でまとめて交付するのでも差し支えないこととしています。

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」については1月から具体的な議論を始めました。6月に方向性を取りまとめるよう議論を進めたい考えです。

療養費請求・審査・支払い手続きの事務局案は、(1) 施術管理者が審査支払機関に療養費をオンライン請求、(2) 審査支払機関は柔整審査会で審査後、保険者に審査済み請求書を送付、(3) 保険者が支給を決定した後、審査支払機関経由で施術管理者に療養費を支払われる、という流れです。

これら3つの課題については、健康保険組合連合会が健保組合ごとの償還払いを容認する考えを示す中で議論が行われてきましたが、対象となる不適切な患者の範囲を設け、患者ごとの償還払いの変更ができることとしました。

柔道整復療養費に係る課題と方向性について

大会は11地区開催に戻す予定とした。
竹藤敏夫事業部長は、昨秋に講道館で日整全国少年柔道大会と日整全国少年柔道競技会を3年ぶりに開催したことを報告。新型コロナウイルスの感染対策のため、無観客開催とした一方、全試合をYouTubeでライブ配信し

た結果、保護者の方々を含め約3万6千人が視聴した。会場では感染予防の徹底により、参加者や関係者から感染者が出なかった。
令和4年度は11月20日、講道館で日整全国少年柔道大会と日整全国少年柔道競技会、全国柔道整復師高段者大会の開催を

予定しているとした。
山崎邦生広報部長は、編集効率化とスピード化を図るため、クラウド型ビジネスチャットツールの「ラインワークス」と、クラウドストレージの「MEGA」を導入して活動していることを報告。一般向け広報誌の創刊も検討しているとした。

患者の求めに応じて1か月単位でまとめて交付するのでも差し支えないこととしています。
「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」については1月から具体的な議論を始めました。6月に方向性を取りまとめるよう議論を進めたい考えです。

療養費の償還払い 不適切な患者に限定

自己及び自家施術・複数の施術所での重複施術・照会への無回答

令和4年2月24日の柔道整復療養費検討専門委員会で、厚生労働省案を基に実施について座長預かりとなった「不適切な患者の償還払い」は、令和4年6月1日から適用するとの保険局長通知等が、3月22日付で厚生労働省保険局から発出されました。

償還払いへの変更の対象となる事例として、下記の枠内のおり①自己施術、②自家施術、③保険者が適切な時期に分かりやすい照会内容で繰り返し照会を行っても回答しない患者、④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者の4類型です。対象となるのは患者であり、施術所ではありません。健保連が提唱している長期・頻回の施術患者については、前号で既報のとおり対象外であり、日整側の主張により一定の成果を収めました。

令和4年6月1日から適用
「対象は施術所ではありません」

日整保険部

【償還払いへの変更の対象となる患者の範囲】

- (1) 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の支給申請が行われた柔道整復師である患者
- (2) 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者・従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- (3) 保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても回答しない患者であり、また、償還払いへの変更までに、保険者は、当該患者に対して、償還払い注意喚起通知の送付、電話又は面会による事実関係の確認、償還払い変更通知の送付だけによらない電話又は面会による説明を行うこととするもの
- (4) 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
保険者が、対象となる患者を確認した場合に、施術所に対する償還払い注意喚起通知の送付や償還払い変更通知の送付を含め、一定の手続きを行った上で、患者ごとに償還払いに変更できることとするもの

第30回柔道整復師国家試験合格者数

受験者数	合格者数	合格率
4,359名	2,740名	62.9%

【第30回柔道整復師国家試験の合格基準】

1. 必修問題については、配点を一問一点とし、全50問中、その得点が総点数の80%以上、40点以上を合格とする。ただし、午前の問題第19問については、複数の選択肢を正解として採点する。また、午前の問題第38問については、全員正解として採点する。
2. 一般問題については、配点を1問1点とし、全200問中、その得点が総点数の60%以上、120点以上を合格とする。
3. 必修問題及び一般問題のいずれも合格基準を満たしている者を合格とする。

「明細書の義務化」引き続き検討

第21回柔道整復療養費検討専門委員会

日整は相応な対価を要求

「明細書の義務化について」及び「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組みについて」を議題とした第21回柔道整復療養費検討専門委員会(以下、委員会)が3月24日(木)、厚生労働省専用第15会議室にてウェブと対面のハイブリッド方式により開催されました。

日整からは三橋裕之・長尾淳彦副会長、伊藤宣人保険部長の3名が施術者代表委員として出席しました。

伊藤保険部長の総論

「明細書の義務化について」は、平成30年に提起され、4年間に亘り議論されてきたところです。

令和4年1月31日開催の第19回委員会で日整代表委員は、患者のために明細書を出すことについてはやぶさかではないが、保険者が患者調査等に使用する権利があるかのような発言があり、それで

は認められない、と意見を述べています。

また、保険者が患者調査等には明細書を使用しないという保険者が確約すれば検討の余地がある、と発言しています。さらに義務化による財政的裏付けが必要である、と重ねて発言してきました。

料金改定の議論と合わせて議論することと整理され、3月24日の第21回委員会において、厚生労働省の考え方が示されましたが、

月1回の明細書発行で料金がいくらなのか、見合つた対価が分からない以上、判断はできない。これまでも主張してきたとおり相応な財政的裏付けが必要であり、厚生労働省には誠意を見せてほしい、と発言しています。次回、引き続き検討することになりました。

日医の釜范 先生

オンライン請求に財政支援を

「療養費を施術者に確実に支払うための仕組み

について」は、令和2年2月28日開催の第16回委員会から議論してきましたが、令和4年1月31日開催の第19回委員会で具体的な検討事項、検討スケジュール等が示され、第20回の委員会では検討目的と効果、療養費の請求・審査・支払い手続に

ついて審議を行いました。まず、国保連合会から審査・支払機関として、これを進めるに当たっては、システムの構築には一定時間を要すること、47国保連合会の審査業務等についても標準化を図っていく必要があること、財政的に脆弱であるので財政面の支援も必要など多くの課題がある、との説明がありました。

日整代表委員は、オンライン請求を確実に進めるためには、経過措置を設けず移行することが重要であると主張し、オンライン請求をスムーズに進めるためにも、健保連に対して健康保険組合が国保連合会等の審査会に審査等を委託するよう要請をしました。

オンライン請求が実現するまでには、時間を要すると考えられます。それまでの間、現状をどうしていくか議論する必要があります。

オンライン請求が実現するまでには、時間を要すると考えられます。それまでの間、現状をどうしていくか議論する必要があります。

があり、取り扱いは、規程に沿って考えていくことが大事だと考えている旨

の発言をしました。重ねて、昭和63年に協定と契約となった時点で立ち戻り整理していくことが大切であるとの意見も述べています。

前回、有識者委員である日本医師会の釜范先生からは「オンライン請求については、長い時間をかけ今日に至っている医科の経験を療養費について役立ててもらいたい。施術所がオンライン化に向

け準備しなければならぬものについては、国がこの施策を進めて行くということであれば、ぜひ財政支援をお願いしたい」との施術者側をフォローする温かい発言をいただきました。また、令和8年度にオンライン請求開始予定の工程表が示されましたが、解決しなければならぬ課題が多くあり、示された工程では困難ではないか、との考えが施術者側と保険者側の委員から示されました。

前回、日整代表委員が示したオンライン請求が開始されるまでの間、この課題の仕組みをどうするか検討しなくてはならないのではないか、との意見も出しました。

厚生労働省としては6月までに方向性を取りまとめ、7月からは施行に向けた議論をしたいとしており、より綿密な制度の検討を行いたいとしています。「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の検討には、日本柔道整復師会としては厚生労働省に協力を

していくこととしています。